

周南市監査委員 久行 竜二
周南市監査委員 友田 秀明

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

消防本部及び消防署

消防総務課、警防課、指令課、予防課、危険物保安課

中央消防署、東消防署、西消防署、北消防署

2 監査の範囲

令和5年4月から令和6年2月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和6年4月9日（火）から6月18日（火）まで

4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

消防総務課

(1) 共通的事項

ア	指摘事項	救急用器具の寄附受納決定について、周南市職務権限規程に規定された決裁者の決定を受けていないものがあった。
	措置状況	今後は適正に決裁事務を行います。なお、当該事案については会計換処理が適切であったため、更正手続きを行います。

(2) 契約事務

ア	指摘事項	産業医嘱託に関する契約について、契約の内容と異なる契約書が締結されたものがあった。
	措置状況	今後は適正な契約事務を行います。